

## 基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会実施概要

障害者総合支援法第77条の2の規定により、市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置することができる。とされている。

本県においては、平成28年4月1日現在、16市町村に設置されているが、その設置促進に向けて、下記のとおり市町村研修会を実施した。

### 記

#### 1 目的

- (1) 県内市町村における先駆取組事例の共有
- (2) 未設置市町村における設置に係る機運の醸成

#### 2 開催日時

平成28年12月15日（木）午後2時から4時

#### 3 場 所

千葉県庁本庁舎5階大会議室

#### 4 対象者

市町村担当者並びに市町村協議会関係者又は地域相談支援事業所職員等  
※参加者：24市町村（未設置16、設置済8） 31名

#### 5 内 容

##### (1) 講演

「基幹相談支援センターに求められる機能と役割」

講師：社会福祉法人ワナーホーム 寺田一郎氏

※千葉県総合支援協議会相談支援専門部会長

千葉県相談支援アドバイザー

##### (2) 県内における実践事例の紹介

①成田市

②柏市

##### (3) グループによる意見交換等

①基幹相談支援センターの設置により強化される地域相談支援機能

②基幹相談支援センター設置・運営に係る課題とその解消に向けた取組み

※主な意見等

- ・現在は基幹センターに似た機能を委託相談支援事業所に持たせているが、今後、地域支援拠点の整備に合わせて整理をしていく。
- ・中核センターがあることで間に合っていた感があるが、役割分担の見直しが進められており、市としても設置の必要性を感じている。
- ・委託と基幹及び民間と行政のすみわけと役割分担の明確化が共通する課題。
- ・委託料等の財源について、市の人員配置と役割分担の調整が課題。